

（1）適合事業者に重要経済安保情報を提供するまでの流れ

- 契約の締結が一つの大きなポイントであり、契約締結の前段階においては、事業者への事前提案が重要な意味を持つと考える。手順として、まず、重要経済安保情報提供の提案を行う事業者を選定することから始まるが、選定における透明性をどのように担保し、国民の疑念を招かないようにするかが肝要。
- 企業に重要経済安保情報の活用を促進するという観点で、行政機関側がどういった分野の情報をどういった流れで企業に活用していただくことを想定しているのかという点を明確にすべき。
- 適合事業者の運用基準を定めるにあたり、適合事業者として秘密を漏らすことがないと行政に判断をされるためにどのような準備が必要なのか、明確にしておく必要がある項目は何なのかといったように、民間企業などの予見性を高めておくことが重要。

（2）事業者への事前提案

- 事業者への事前の提案における「提案」という言葉のニュアンスについて、単なる打診や相談以上の意味が含まれているとすれば、提案の相手方である事業者との間に、一種の信義則や信義衡平に基づいた信頼関係が形成される端緒になるのではないか。
- 事前提案後に提案内容が変更になる可能性があると思うが、事業者としては契約締結に向けた資料の提出準備や組織内での体制整備などの準備を始めることが想定されるため、少なくとも提案内容の根幹に対する事業者の信頼が法的に保護されるということはあるのではないか。過去の例として、地方公共団体が企業の誘致を行い、企業がこれに応じて参加をしたところ、途中で政策が変わり、誘致政策が撤回された事例があった。この事例に関する昭和56年1月21日の最高裁判決では、一定内容の継続的な施策を決定した地方公共団体と、当該施策に適合する特定内容の活動を促す個別・具体的な勧告・勧誘を受けた特定の者との間に、当該施策の維持を内容とする契約が締結されたものとは認められない場合であっても、当事者間の関係を規律すべき信義衡平の原則に照らし、その施策の変更にあたってはかかる信頼に対して法的保護が与えられなければならないということが述べられている。この事例は、契約締結前においても状況によっては法的に保護される信頼関係が発生するという点で参考になると思われる。そうすると、契約締結前の段階であっても、適切な情報提供なども含めた相手方とのコミュニケーションが必要になるのではないか。

（3）事業者からの資料の提出

- 企業からの提出資料について、経済安全保障推進法の基幹インフラ制度における事業者からの提出資料は参考になるだろう。また、特定秘密保護法における提出資料についても参考になると思われる、各項目に応じて両者から適切な方を参照しつつ、独自の制度として判断すればよいが、その判断の理由は明確にしておく必要がある。例えば、企業としては、重要経済安保情報保護活用法において取り扱う情報の機密度は特定秘密保護法と比べて低いため、特定秘密保護法で要求されている提出資料の内容を上回ることはないだろうという期待が強いのではないかと推察する。そういう意味で、役員や株主の情報は、特定秘密保護法では要求されていないと認識しており、これらを要求するのであれば、その理由を明確するのがよいのではないか。
- 「重要経済安保情報を取り扱う予定の場所において個々の情報を管理する者」とは、別で記載されている「情報管理責任者」や「適性評価責任者」とは異なる者だと思われるが、具体的にどのような者を想定しているのか。情報を取り扱っている者でないと管理はできないことを踏まえると、職場の管理責任者が該当するのではないか。そうすると、企業によっては、必ずしも管理職ではないケースも想定されるため、クリアランスを保有し、かつ情報の保管場所を管理するのにふさわしい者を指定することが明らかになっているほうが、運用上誤解を受けないのではないか。具体的なルールを書いていく際に、少し丁寧に記載していただけるとありがたい。
- 各事業者が提出する書類等に含まれる社内規定の雛形や秘密保持に必要な教育について、共通の基準を示すことが望ましいのではないか。

（4）適合事業者の認定①

- 適合事業者の認定について、総合判断を行う際は以下の2つの段階があることに留意する必要。第1の段階は、そもそもある事項を考慮の対象にして良いか否かであって、考慮してはいけない事項を考慮することが許されないことは当然。問題は第2の段階であって、考慮してもよい事項や考慮しなければならない事項について、どのような事項を重視して、総合的な判断を行うかという、考慮事項相互間の評価や比較の問題が重要。もとより、今回の「認定」の場合、その点につき客観的な基準を策定することになじむものではないと思われるが、法施行後の事例の蓄積ともあいまって、一定の説明責任や透明性の要請に応じる準備が必要ではないか。
- 適合事業者の認定について、事業者から提出された情報を元に総合的に判断するとあるが、予見性や透明性、説明責任、国際的に同等と認められるかといった観点について、Q&Aやガイドラインに記載するという選択肢も含めて、考え方の整理が必要ではないだろうか。
- 適合事業者の認定について、重要経済安保情報の取扱いに関する周知・教育の状況を確認することになっているが、教育をすべき従業員の範囲を明確にしないと事業者にとっては負担であり、セキュリティ・クリアランスの対象者でない者にまで教育を行うことが情報保全にとってはかえってマイナスになることもあり得るのではないか。防衛産業保全マニュアルでは、保全教育の対象は関係社員、つまりセキュリティ・クリアランスを保有する従業員に対して教育を実施することが想定されており、対象者はかなり限定されていると認識している。Q&Aやガイドライン等を作成するのであれば、その際に整理いただけるとありがたい。
- 社内における周知・教育について、内部規定や教育に必要な人員体制を整備する必要があると思われるが、企業としては、申請段階では適合事業者として認定されていないため、内部規程や教育に関する事項について申請段階でどの程度のステータスのものが要求されるのか。例えば、内部規定に関しては、役員会等に諮る前の段階のものでも許容されるのか、教育に関しては、資料の提出前に実際に教育を行わないといけないのかといった論点が想定される。
- 米国の場合は、NISPOMにおいて、KMP（Key Management Personnel）という概念の中でクリアランスホルダーの範囲を示して、その他は運用に落としていると思われる。「仮に上司であっても重要経済安保情報提供してはならないといったことが規定等に照らして徹底されるか」という点はその部分かもしれないが、仮に規定があったとしても、大きなプロジェクトが行われる場合、果たしてそれが現場で有効に機能するのかという懸念もある。

（4）適合事業者の認定②

- 秘密の取扱場所の適正管理に関して、特定秘密保護法では施設設備の基準は省庁ごとに定められており、その基準は必ずしも同一ではないと理解している。適合事業者によっては複数の行政機関から情報提供を受けることも考えられるため、特に投資が必要となる施設設備の基準については、各行政機関共通の最低基準を定めておく必要があるのではないか。
- 適合事業者の認定について、どの程度の施設設備が要求されるのかという点が事業者としての懸念事項であり、おそらく事業者は、特定秘密保護法、特に防衛産業保全マニュアルほど厳格な基準が要求されることはないだろうと考えているのではないかと。
- 施設設備について、いかなる職場においても安全第一ということは大前提であるため、秘密を取り扱う場所での労働安全をどのように確保していくのかということが重要。労働安全の確保については、厚生労働省などとも調整いただき、運用基準に適切な対応基準を示していただきたい。
- 施設設備について、特定秘密保護法では防衛産業保全マニュアルに詳細に記載されているが、重要経済安保情報保護活用法ではそれと比較して検討していく必要があるのではないか。
- 文書自体は適切に管理されていたとしても、当該施設設備内で話した内容が別室で聞かれてしまえば、それは情報漏えいとなる。標準的な業務フローを想定して、それぞれの局面での漏えいリスクなどをチェックすることが実質的な情報保全を高めることに繋がるのではないか。

（5）契約の締結

- 契約に定める事項の中に、従業員に対する重要経済安保情報の保護に関する教育が示されているが、研修や教育すべき内容はクリアランス保持者とその当該業務との関係において異なってくる可能性がある。
- 契約において、どの程度、事業者の個別事情を反映させた中身になるかということが1つ問題となる。契約締結段階にとどまらず、契約履行段階においても、事業者との間で連携を密にすることが重要。また、契約手法全般についていえることだが、契約自体は基本的な取決めとなり、別途、両者の合意文書が作成されたり、今後の協議に委ねるといった形の合意になる可能性もあると思われる。全て詳細に疑義がない程度まで具体化した上で契約を締結するということは困難な場合も想定され、契約関係が成立しても、具体的な事項については、行政機関側で策定した一律ルールに従っていただくという形式になる可能性もある。いずれにしても、契約締結の段階で十分に合意の内容を詰めることが望ましい。

（6）適合事業者における事情変更に関して

- 再審査を行う事象が生じた場合に、新たに審査を行うまでの間におけるこの事業者の適合事業者としてのステータスがどうなるのか。その間、関係する事業を停止するのかどうかは事業者にとっては非常に大きな問題だろうと思うため、事業者の不安を払拭するという観点から、その点も明確にしていきたい。
- 一般論として、日本の制度は、入口規制はかなり細かく規定するが、その後の変化に弱いと感じている。事情変更の例示について、「役員が交代した場合に事後報告でよい」という説明であったが、最悪のケースを想定すると、役員が交代した場合、会社は認定のために提出した規程そのものを撤廃することも可能。必ずしもそこまで細かく書く必要はないかもしれないが、最近の日本は変化に対して非常に弱いため、その辺りはもう少し緻密に考えた方がよいのではないか。
- 適合事業者の認定が取り消された場合、事業を継続することができないということも想定され、労働者への影響が懸念される。そのため、運用基準の中で具体的に示さずとも、こういった事情変更の取扱いについて慎重な対処の検討をいただきたい。

（7）その他

- 外国政府と安全保障上重要な情報を受け渡しするケースについて、日本と他国でクリアランスの条件が一致しない場合も想定される。その場合、日本の基準について、例えば、ケースバイケースで基準を追加するといった裁量性が認められるのか等、他国とクリアランスの条件が一致しない場合の対応について整理しておく必要がある。
- 企業への支援について、例えば、中小企業は、適合事業者として認定されるにあたって相当な負担が発生することが想定され、特にスタートアップ企業は資金が潤沢にあるわけではないかもしれない。企業への支援は、まずは情報提供する各行政機関において判断するとの説明があったが、行政機関が企業に対して情報提供をしてその保全を求めるのであれば、企業を育てていくという観点からも、どのような支援なら可能かといったことを検討していきたい。そうした用意・準備があることで、この制度を適切に運用していく上で、参加する企業を促していくことにもなると思うため、有識者会議の最終とりまとめや衆参の附帯決議でも、合理的な範囲内で支援のあり方について検討することとなっていたが、引き続き検討していきたい。